

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2020年1月31日

【発行者の名称】

株式会社トリプルワン
(Tripleone Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 塩田 秀明

【本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋小網町16番15号
神明日本橋ビル3階

【電話番号】

(03)5614-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】

業務管理部長 大屋 貴雄

【担当J-Adviserの名称】

フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社トリプルワン

<http://www.tripleone.net/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期	第24期	第25期
決算年月		2017年10月	2018年10月	2019年10月
売上高	(千円)	1,164,474	1,275,474	2,240,907
経常利益	(千円)	46,862	58,883	154,720
当期純利益	(千円)	30,913	38,667	101,653
資本金	(千円)	99,880	99,880	99,880
発行済株式総数	(株)	182,400	182,400	182,400
純資産額	(千円)	184,245	217,620	314,863
総資産額	(千円)	458,721	445,488	779,304
1株当たり純資産額	(円)	1,044.47	1,233.67	1,784.94
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	30.0 (-)	25.0 (-)	25.0 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	175.25	219.20	576.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	40.2	48.8	40.4
自己資本利益率	(%)	18.2	19.2	38.2
株価収益率	(倍)	8.6	-	-
配当性向	(%)	17.1	11.4	4.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	45,717	△59,647	149,853
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△8,750	△2,223	△1,329
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	595	△52,927	33,223
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	191,703	76,905	258,652
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	36 (3)	46 (1)	45 (1)

(注1) 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

(注2) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- (注3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注4) 株価収益率については、第24期及び第25期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
- (注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- (注6) 2017年4月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、コンピュータ及びコンピュータ関連製品の製造・開発・販売を目的として、1995年4月に東京都足立区において当社の前身である株式会社スタックを設立いたしました。

当社の設立以降にかかる経緯は以下の通りであります。

年月	事項
1995年4月	株式会社スタックを設立(資本金1,000万円)、国内外半導体商品及びコンピュータ機器の販売、基板設計及びハード・ソフト開発業務(プロダクツ事業)を開始
1995年6月	本社を東京都台東区上野へ移転
2000年3月	FPGA、ASIC等製品の設計開発業務(エンジニアリング事業)を開始
2000年6月	第三者割当増資を実施、資本金4,000万円
2000年8月	株式会社スタックから株式会社トリプルワンへ社名変更
2001年4月	第三者割当増資を実施、資本金8,500万円
2001年6月	当社の画像処理LSIが東京都創造法に認定
2001年9月	横浜市都筑区に横浜事業所を開設、半導体製造装置関連の精密機械設計製造(システム事業)を開始
2005年10月	福岡市早良区に福岡開発センターを開設 本社を台東区上野から中央区日本橋堀留町に移転
2006年8月	第三者割当増資を実施、資本金9,988万円
2006年9月	福岡市早良区に福岡支社を開設(福岡開発センターと統合)
2009年11月	本社を中央区日本橋堀留町から中央区日本橋小網町に移転
2014年4月	横浜事業所がKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ1)を取得(登録番号KES1-9-0052)
2016年12月	一般社団法人日本個人情報管理協会よりJAPiCOマーク(個人情報保護認証)を取得(登録番号JG1612300051)
2017年5月	大阪市淀川区に大阪出張所を開設
2017年6月	TOKYO PRO Marketに上場
2018年9月	横浜市都筑区内に横浜事業所を移転

3【事業の内容】

当社は経営理念である『次世代に向け、多種多様な技術リクエストにお応えすべく、高い技術力を有する集団になると共に、社会に貢献する製品を提供する』を実現するため、創業以来培ってきたハードウェア・ソフトウェア・メカトロニクス技術によって、技術仕様の構築からシステム開発設計、製造までワンストップでサービス提供することにより、エレクトロニクス市場分野にベストソリューションを提供する企業です。

『高い技術力を基盤として、一人でも多くの人に夢を与えられる企業でありたい』を経営ビジョンとして掲げ、メカトロニクス・半導体デバイス（LSI（※1）、FPGA（※2））開発を技術領域としたエレクトロニクス事業の単一セグメントであります。当社の事業内容を事業部門別に記載すると以下の通りです。

<プロダクツ事業>

プロダクツ事業においては、半導体・電子部品の提供と部品調達から一貫したEMS（※3）を行っております。様々な業界のクライアントに対して創業以来のエレクトロニクス関連技術分野の蓄積された経験をもとに、産業分野・研究開発分野において最新の製品・技術情報を収集し、市場ニーズに柔軟に対応して、より付加価値の高い商品を取り揃え、提供してまいりました。また、多くの代理店や仕入先及び協力会社との長年に渡る取引実績に基づき、安定供給を目指す体制を整えています。そのため、短納期、小ロットでの供給や廃止品の提供を可能としています。

主な供給実績は以下の通りです。

- ・半導体検査装置用部品及びEMS製品
- ・船用機器用部品及びEMS製品
- ・分光器用部品及びEMS製品

<エンジニアリング事業>

エンジニアリング事業においては、ハードウェア・ソフトウェアの開発設計サービスを派遣または受託開発という形態でクライアントへ提供しております。

主にLSI開発設計技術をベースにLSI検証、FPGA設計等を行っており、仕様書の制作段階から対応が可能です。主なクライアントである電機メーカー、半導体関連企業、産業機器メーカー等の業務拡大に伴う人材確保の需要に対して、これまで通信・画像系のLSI開発等を数多く手掛けてきており、クライアントからもこの分野での技術力と仕様書制作能力を高く評価されてきました。

主なサービス実績は以下の通りです。

（ハードウェア）

- ・デバイス開発：カスタムLSI、ASIC（※4）、FPGA、SOC（※5）の設計、レイアウト設計・検証
- ・システム開発：回路設計、実機検証

（ソフトウェア）

- ・ファームウェア/アプリケーションソフトウェアの設計・検証

<システム事業>

システム事業においては、メカトロニクスの設計開発から加工・組立・製造を一貫して行っております。ミクロン単位の精度の製品加工技術を有し、また、最新の3D CADを活用し、設計技術の提供を行っております。主なクライアントは高い世界シェアを持つ半導体製造検査装置メーカーであり、当社の提案力と変化するニーズへの対応力を高く評価され、量産品ではなく、試作機の開発やカスタムメイド品の受注が多く、OEM取引も可能にしています。用途に合った協力会社のネットワークを有し、その選定、管理によってコスト削減、製品の精度を高めています。

その他にも、特殊環境である強磁場での設備の設計及び製造の実績があります。これは超伝導マグネット内部の超強磁場で使用する手動遠隔操作が可能なXYZステージの製造であり、特徴としては一切の磁性体を排した設計で、12テスラの強磁場においても何ら影響を受けないものであります。

2014年4月からKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（※6）を取得し、環境負荷への改善に取

り組んでいます。

主な開発実績は以下の通りです。

- ・半導体検査装置・搬送装置

(用語説明)

- ※1 LSI (Large-scale integrated circuit) とは、多数の素子を多層化・微細化技術により集積度を高くした高密度・大規模集積回路。
- ※2 FPGA (Field programmable gate array) とは、ユーザーがプログラムを書き換えできるデバイス。そのため、回路の間違いを何度でも修正できる。
- ※3 EMS (Electronics manufacturing service) とは、「電子機器受託製造サービス」であり、他の企業から各種エレクトロニクス機器の受託生産を行う業態をいう。基本的に自社ブランドでの生産を行わない。設計は受注先に代わって行うケースが多く、資材の決定もEMSが行う場合が多い。
- ※4 ASIC (Application specific integrated circuit) とは、汎用集積回路に対して、特定用途向けに特化した集積回路のことで、特定のユーザーや用途向けに開発されたもの。
- ※5 SOC (System on chip) とは、複数の異なる機能の半導体を高密度に集積し、一つのチップにまとめたもの。
- ※6 KES規格は、ISO14001の基本コンセプトと同様、組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステム。ISO14001の中核となる本質的な特長を活かして、用語や規格の内容をシンプルにしたもの。当事業年度において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45 (1)	43	5.5	5,228

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(注3) 当社は、エレクトロニクス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は消費税率の引上げ警戒感と10月からの消費税率改定、相次ぐ自然災害の影響もあり、厳しい状況ではありましたが、底堅い個人消費が外需の低迷を下支えする状況で推移しました。

世界経済に目を向けると米中経済摩擦の決着は未だに方向性が見えず、予断を許さない状況にあります。内需に支えられた我が国経済も米中経済摩擦の影響、消費税増税前の駆け込み需要、働き方改革、罰則付き残業規制による所得の低下予想等を加味すると来期の経済成長には不透明感が残ります。

当社の属する半導体業界に関しては半導体メモリー市場の調整局面、米中経済摩擦による減速懸念等々、決して楽観的な状況ではありませんでしたが、システム事業（メカトロニクス装置の設計開発）、プロダクツ事業（各種電子部品等の販売）、エンジニアリング事業（人材派遣、受託開発）の全部門で目標をクリアすることが出来ました。

システム事業は前年度に行った規模拡大を意図した事業所移転の効果もあり、加えて新規取引先拡大も相まって売上高742,945千円（前年同期比54.4%増）となりました。

プロダクツ事業は大型装置の受注が好調で売上高1,198,206千円（前年同期比189.3%増）となりました。

エンジニアリング事業は前期（2018年10月期）が特殊な大口取引により、大幅増収となった経緯がありますが、当期はその分が減収となったことより売上高299,755千円（前年同期比21.1%減）となりました。

これらの結果、売上高は2,240,907千円（前年同期比75.7%増）、営業利益は149,346千円（同202.2%増）、経常利益は154,720千円（同162.8%増）、当期純利益は101,653千円（同162.9%増）となりました。

なお、当社はエレクトロニクス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は258,652千円（前年同期比181,746千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は149,853千円（前年同期は59,647千円の使用）となりました。主な増加要因は税引前当期純利益の計上154,720千円、仕入債務の増加額137,442千円、未払消費税等の増加額16,411千円等、主な減少要因は売上債権の増加額146,199千円、法人税等の支払額20,572千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,329千円（前年同期は2,223千円の使用）となりました。主な減少要因は無形固定資産の取得による支出1,469千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は33,223千円（前年同期は52,927千円の使用）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入80,000千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出42,367千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社はプロダクツ事業、エンジニアリング事業、システム事業を主体とするエレクトロニクス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りです。

事業部門の名称	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	前年同期比 (%)
プロダクツ事業 (千円)	942,379	277.0
エンジニアリング事業 (千円)	176,777	79.2
システム事業 (千円)	552,365	145.9
合計 (千円)	1,671,522	177.4

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当事業年度の受注実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りです。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	前年 同期比 (%)	当事業年度末 (2019年10月31日)	前年 同期比 (%)
プロダクツ事業 (千円)	1,350,540	255.5	278,274	221.0
エンジニアリング事業 (千円)	291,604	76.3	6,200	43.2
システム事業 (千円)	762,713	140.9	161,360	114.0
合計 (千円)	2,404,857	165.6	445,834	158.2

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りです。

事業部門の名称	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	前年同期比 (%)
プロダクツ事業 (千円)	1,198,206	289.3
エンジニアリング事業 (千円)	299,755	78.9
システム事業 (千円)	742,945	154.4
合計 (千円)	2,240,907	175.7

(注1) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)		当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
レーザーテック(株)	882,228	69.2	1,905,031	85.0

(注2) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の拡大及び持続的な成長のために、高いスキルを持った優秀な人材の確保と育成を重要な課題として認識しております。若年層人口の減少により採用活動は厳しい状況が続いておりますが、国内の大学を始め、海外の大学との連携等、教育・研究機関等との緊密な関係を構築し、採用応募者の増加に努めるとともに、社内での研修をより一層充実させ、新卒及び中途入社者の専門知識の向上による育成面にも力を入れることにより、当社の経営理念を理解しチャレンジを続ける優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

(2) 内部管理体制の強化について

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、業務管理部を始めとする各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでいます。

(3) 新規顧客の開拓について

当社は、既存顧客からの注文に依存する割合が高くなっております。当社は販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 景気動向や半導体市況の影響について

当社の事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、半導体市況、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

当社は、エンジニアリング事業、プロダクツ事業及びシステム事業を展開しており、遵守すべき法令・規制は複数あります。具体的には、当社は一般労働者派遣事業者として「労働者派遣法」に基づく許可を受けて事業を行っております。現在、これら許可要件の欠格事由はありません。当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下される恐れがあり、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を与える可能性があります。

許可名	番号	有効期限	取消条項
一般労働者派遣事業許可	派13-302124	2024年10月31日	労働者派遣法第14条

(3) 技術革新について

当社の事業領域であるエレクトロニクス業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新技術が生み出されております。当社はこうした事態に対応するために、常に業界動向を注視し、迅速かつ適切な対応をしていく方針であります。しかしながら何らかの要因のため、当社において当該変化等への対応が遅れた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 価格競争のリスク

当社の主要顧客である電子機器等完成品メーカーは、グローバル化の進展に伴い、製品に組み込むプリント配線基板等について、高い品質と短納期が求められる試作基板製造は国内企業に任せる一方、量産基板製造は、マーケットを背景に持つ中国・アジア諸国等の海外拠点・企業に委託してコストを削減する傾向にあります。このような状況下において、当社は高付加価値基板の製造技術の確立と短納期多品種中小ロットの製造に注力してまいりますが、電子機器等完成品メーカーの部品調達が海外にシフトすることにより、生産が大幅に減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 人材の確保・育成について

当社の事業は高い意欲と技術力を備えた人材に支えられており、人材が重要な経営資源と考えております。したがって、事業の拡大に向け、優秀な人材の確保・育成・定着率の向上が重要な課題となります。人材確保の環境においては、少子高齢化・労働人口の減少により、中長期的には人材の確保が難しくなる傾向にあります。当社では、会社説明会、就職フェア、就職サイト・ホームページなどを活用することにより、新規学卒者採用を継続的に行っております。今後、引続き優秀な人材の確保に努めるとともに、定着率の向上・人材の育成についても、技術者それぞれの技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったサポートを実施してまいりますが、雇用情勢や経済環境によっては、計画どおりの人材確保・育成ができず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の販売先への依存について

当社の売上高のうち、最大の販売先に対する売上が85.0%（2019年10月期）を占めております。当社は販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、当面は特定の販売先への依存が高い水準で推移することが考えられ、この間に特定の販売先からの受注が減少した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 原材料費、人件費の高騰に関するリスクについて

原材料費、人件費の高騰は売上原価及び販売費及び一般管理費の上昇を招きますが、売上価格に転嫁できない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長である塩田秀明は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報管理について

当社は、顧客企業に関する社外秘の技術等、様々な情報を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備や社員等への周知徹底に努めております。しかしながら、不測の事態によって情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用が低下し、またその対応のための費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、2016年10月16日の取締役会において、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することを決議し、2016年10月31日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であ

り、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困

難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をも

たらずと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害

するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は735,911千円で、前事業年度末に比べ329,096千円増加しております。主な増加要因は現金及び預金の増加181,749千円、売掛金の増加147,248千円、原材料の増加53,101千円等、主な減少要因は商品及び製品の減少50,802千円等であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は43,393千円で、前事業年度末に比べ4,719千円増加しております。繰延税金資産の増加4,588千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は396,741千円で、前事業年度末に比べ198,406千円増加しております。主な増加要因は買掛金の増加140,835千円、未払法人税等の増加37,029千円、未払消費税等の増加16,411千円等であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は67,700千円で、前事業年度末に比べ38,167千円増加しております。長期借入金の増加38,167千円がその変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は314,863千円で、前事業年度末に比べ97,243千円増加しております。当期純利益101,653千円の計上による利益剰余金の増加及び剰余金の配当4,410千円による利益剰余金の減少がその変動要因であります。

なお、財政状態の分析においては、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年10月）等を当事業年度の期首から適用したことに伴い、前事業年度における繰延税金資産は組替後の数値と比較しております。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概況】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2【主要な設備の状況】

2019年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	159	0	—	159	32 (1)
横浜事業所 (横浜市都筑区)	製造設備	277	0	1,830	2,107	10

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

(注3) 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	建物 (事務所)	10,774
横浜事業所 (横浜市都筑区)	建物 (事務所)	9,960

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2019年10月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年1月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	700,000	517,600	182,400	182,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	700,000	517,600	182,400	182,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年4月27日 (注)	180,576	182,400	—	99,880	—	—

(注) 2017年4月6日開催の取締役会決議により、2017年4月27日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、発行済株式総数が増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2019年10月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	1	25	28	—
所有株式数(単元)	—	—	—	101	—	40	1,683	1,824	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	5.5	—	2.2	92.3	100	—

(注) 自己株式6,000株は「個人その他」に60単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2019年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
福島 慶多	東京都北区	44,500	25.22
吉田 隆治	神奈川県横浜市港北区	28,700	16.26
塩田 秀明	東京都東村山市	20,000	11.33
福島 トシ	東京都北区	10,000	5.66
三浦 隆夫	神奈川県川崎市中原区	10,000	5.66
丸文(株)	東京都中央区日本橋大伝馬町8-1	10,000	5.66
塩田 育代	東京都東村山市	8,400	4.76
宮森 武男	東京都豊島区	6,000	3.40
小西 敏通	千葉県千葉市美浜区	4,000	2.26
迫 賢一郎	神奈川県相模原市中央区	4,000	2.26
中嶋 克宜	神奈川県横浜市港北区	4,000	2.26
町田 孝二	神奈川県横浜市鶴見区	4,000	2.26
MATSUMOTO FRANK KAZUO	東京都江東区	4,000	2.26
チャン サンダー	東京都調布市	4,000	2.26
計	—	161,600	91.60

(注1) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(注2) 自己株式6,000株を保有しておりますが、大株主から除いております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	
議決権制限株式 (その他)	—	—	
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 6,000	—	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 176,400	1,764	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	182,400	—	—
総株主の議決権	—	1,764	—

② 【自己株式等】

2019年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)トリプルワン	東京都中央区日本 橋小網町16番15号	6,000	—	6,000	3.28
計	—	6,000	—	6,000	3.28

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近当事業年度		最近当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	6,000	—	6,000	—

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を行うことを基本的な方針とし、剰余金の配当の決定機関を取締役会としております。

内部留保資金につきましては、競争力強化のための投資資金および財務内容のさらなる改善のための資金とし、企業価値の向上に活用してまいります。

なお、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を1株につき25円とすることといたしました。当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年1月30日 定時株主総会決議	4,410	25

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期
決算年月	2017年10月	2018年10月	2019年10月
最高(円)	1,500	—	—
最低(円)	1,500	—	—

(注1) 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 第24期及び第25期につきましては、売買実績がないため株価を記載しておりません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2019年5月から10月については売買実績がありません。

5【役員の状況】

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	塩田秀明	1956年2月25日	1978年4月 1983年9月 1984年6月 2000年4月 2005年5月 2005年6月	(株)まるやま入社 宝塚エンタープライズ(株)(現リゾートトラスト(株))入社 丸文電子販売(株)(現丸文(株))入社 同社営業部長就任 当社入社 当社代表取締役社長就任(現任)	(注1)	(注3)	20,000
取締役	副社長	三浦隆夫	1959年3月12日	1977年3月 1982年4月 1995年4月 2005年6月	(株)ゼネラル(現(株)富士通ゼネラル)入社 大倉インダストリー(株)入社 (株)スタック(現当社)設立、代表取締役就任 当社取締役副社長就任(現任)	(注1)	(注3)	10,000
取締役	専務	福島慶多	1964年1月29日	1984年6月 1989年6月 1995年4月 2013年5月	丸文電子販売(株)(現丸文(株))入社 富士エレクトロニクス(株)入社 (株)スタック(現当社)設立、取締役就任 当社専務取締役就任(現任)	(注1)	(注3)	44,500
取締役	—	佐川達也	1970年6月28日	1994年4月 1995年4月 2001年1月 2006年11月 2013年6月	石川工業(株)入社 (株)テックスイージー入社 当社入社 当社第一システム部長就任 当社取締役就任(現任)	(注1)	(注3)	1,000
監査役	—	小谷浩	1946年8月12日	1969年4月 1970年6月 1972年10月 1978年2月 1981年5月 1995年10月 2006年6月 2009年8月 2016年10月	日本通信機(株)入社 (株)山武商会(現アズビルトレーディング(株))入社 丸紅エレクトロニクス(株)(現丸紅情報システムズ(株))入社 テキサスインスツルメンツ・アジア・リミテッド(現日本テキサス・インスツルメンツ(株))入社 東京エレクトロン(株)入社 東京エレクトロンデバイス(株)取締役就任 同社取締役退任、顧問就任 当社顧問就任 当社監査役就任(現任)	(注2、注4)	(注3)	—
計								75,500

(注1) 取締役の任期は、2018年10月期に係る定時株主総会終結の時から2020年10月期に係る定時株主総会終結の時までです。

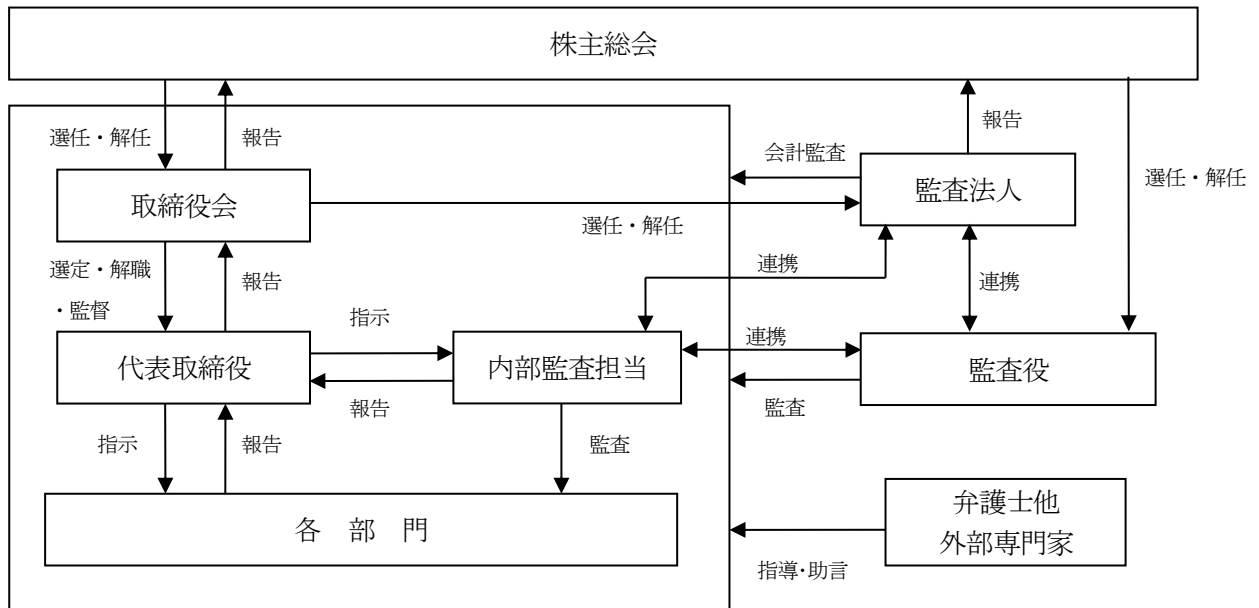
(注2) 監査役の任期は、2016年10月期に係る定時株主総会終結の時から2020年10月期に係る定時株主総会終結の時までです。

(注3) 2019年10月期における役員報酬の総額は87,549千円を支給しております。

(注4) 小谷浩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ、会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2019年10月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名及びその他2名であります。

なお、当社と同監査法人及び監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、業務管理部（担当者2名）が主管部署として、業務を監査しております。また業務管理部の監査は、代表取締役社長が指名する担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

監査役については1名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで実効性かつ効率的な三様監査を実施できる体制になっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として業務管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役である小谷浩氏は、エレクトロニクス業界における豊富な知識・経験を有しており、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材を選任しております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	86,349	74,349	12,000	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	1,200	1,200	—	—	1

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者		
計	7,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2018年11月1日から2019年10月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年10月31日)		当事業年度 (2019年10月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※1	107,948	※1	289,698
受取手形	※2	1,032	※2	502
売掛金		147,711		294,959
電子記録債権		725		206
商品及び製品		66,582		15,779
レンタル商品		3,245		—
仕掛品		59,002		64,392
原材料		11,224		64,325
前払費用		5,515		5,398
その他		7,296		648
貸倒引当金		△3,469		—
流動資産合計		406,814		735,911
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備（純額）		492		436
工具、器具及び備品（純額）		0		0
有形固定資産合計	※3	492	※3	436
無形固定資産				
ソフトウェア		837		1,830
その他		318		318
無形固定資産合計		1,156		2,149
投資その他の資産				
出資金		10,501		10,501
長期前払費用		5,790		5,125
繰延税金資産		7,255		11,843
敷金		12,186		12,046
その他		1,290		1,290
投資その他の資産合計		37,024		40,807
固定資産合計		38,673		43,393
資産合計		445,488		779,304

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年10月31日)	当事業年度 (2019年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	5,995	2,603
買掛金	99,038	239,873
1年内返済予定の長期借入金	29,484	28,950
未払金	6,816	7,785
未払費用	14,686	15,923
未払法人税等	10,521	47,550
未払消費税等	6,553	22,965
預り金	11,225	10,883
賞与引当金	13,371	16,802
その他	642	3,403
流動負債合計	198,334	396,741
固定負債		
長期借入金	29,533	67,700
固定負債合計	29,533	67,700
負債合計	227,867	464,441
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,880	99,880
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,797	1,797
資本剰余金合計	1,797	1,797
利益剰余金		
利益準備金	5,772	6,213
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	113,690	210,492
利益剰余金合計	119,463	216,706
自己株式	△3,520	△3,520
株主資本合計	217,620	314,863
純資産合計	217,620	314,863
負債純資産合計	445,488	779,304

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)		(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	
売上高		1,275,474		2,240,907
売上原価		901,987		1,723,363
売上総利益		373,486		517,544
販売費及び一般管理費	※1	324,072	※1	368,197
営業利益		49,414		149,346
営業外収益				
受取利息		3		3
受取配当金		262		262
受取賃借料		3,157		3,615
助成金収入		5,977		2,280
その他		993		238
営業外収益合計		10,394		6,400
営業外費用				
支払利息		681		696
その他		244		329
営業外費用合計		925		1,026
経常利益		58,883		154,720
特別損失				
固定資産処分損	※2	112		—
特別損失合計		112		—
税引前当期純利益		58,771		154,720
法人税、住民税及び事業税		20,148		57,655
法人税等調整額		△44		△4,588
法人税等合計		20,104		53,067
当期純利益		38,667		101,653

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)		当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費及び商品売上原価		661,893	73.4	1,552,222	90.1
II 外注費		108,366	12.0	53,989	3.1
III 労務費		114,762	12.7	113,905	6.6
IV 経費		16,965	1.9	3,245	0.2
合計		901,987	100.0	1,723,363	100.0

(注)原価計算の方法は、個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年11月1日 至 2018年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	99,880	1,797	1,797	5,243	80,844	86,087	△3,520	184,245	184,245
当期変動額									
剰余金の配当					△5,292	△5,292		△5,292	△5,292
利益準備金の積立				529	△529	—		—	—
当期純利益					38,667	38,667		38,667	38,667
当期変動額合計	—	—	—	529	32,845	33,375	—	33,375	33,375
当期末残高	99,880	1,797	1,797	5,772	113,690	119,463	△3,520	217,620	217,620

当事業年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	99,880	1,797	1,797	5,772	113,690	119,463	△3,520	217,620	217,620
当期変動額									
剰余金の配当					△4,410	△4,410		△4,410	△4,410
利益準備金の積立				441	△441	—		—	—
当期純利益					101,653	101,653		101,653	101,653
当期変動額合計	—	—	—	441	96,802	97,243	—	97,243	97,243
当期末残高	99,880	1,797	1,797	6,213	210,492	216,706	△3,520	314,863	314,863

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年10月31日)	当事業年度 (自 2018年11月 1 日 至 2019年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	58,771	154,720
減価償却費	145	533
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	592	△3,469
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,073	3,431
受取利息及び受取配当金	△266	△266
支払利息	681	696
売上債権の増減額 (△は増加)	△20,919	△146,199
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△65,726	△4,443
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,786	137,442
未払金の増減額 (△は減少)	3,658	968
未払費用の増減額 (△は減少)	△7,668	1,237
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,346	16,411
その他	△10,244	9,781
小計	△30,461	170,844
利息及び配当金の受取額	263	263
利息の支払額	△674	△682
法人税等の支払額	△28,775	△20,572
営業活動によるキャッシュ・フロー	△59,647	149,853
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△322	—
無形固定資産の取得による支出	△914	△1,469
その他	△987	140
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,223	△1,329
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	210,000
短期借入金の返済による支出	△100,000	△210,000
長期借入れによる収入	30,000	80,000
長期借入金の返済による支出	△77,635	△42,367
配当金の支払額	△5,292	△4,410
財務活動によるキャッシュ・フロー	△52,927	33,223
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△114,798	181,746
現金及び現金同等物の期首残高	191,703	76,905
現金及び現金同等物の期末残高	※ 76,905	※ 258,652

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) レンタル商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により取得原価を把握し、レンタル契約期間（4～5年）にわたって定額法により償却しております。

(3) 製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 原材料

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 9～15年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における使用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分に見合う分を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識関連)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要：収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日：2022年10月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響：影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」が6,848千円減少し、投資その他の資産の「繰延税金資産」が6,848千円増加しております。

また、税効果会計関係注記において、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち、前事業年度に係る内容については、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産は次の通りであります。

	前事業年度 (2018年10月31日)	当事業年度 (2019年10月31日)
現金及び預金	1,000千円	1,000千円
合計	1,000	1,000

(上記に対応する債務)

該当事項はありません。

※2 受取手形の裏書譲渡高は次の通りであります。

	前事業年度 (2018年10月31日)	当事業年度 (2019年10月31日)
受取手形裏書譲渡高	1,668千円	135千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (2018年10月31日)	当事業年度 (2019年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,438千円	3,495千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)
役員報酬	85,913千円	87,549千円
従業員給与	112,204	122,471
従業員賞与	7,874	13,975
賞与引当金繰入額	10,960	14,886
法定福利費	21,781	27,112
賃借料	20,609	26,515
支払手数料	17,390	22,569
貸倒引当金繰入額	592	△3,469
減価償却費	145	533

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下の通りであります。

販売費	55.1%	53.6%
一般管理費	44.9%	46.4%

※2 固定資産処分損の内訳は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)
建物附属設備	112千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	182,400	—	—	182,400
合計	182,400	—	—	182,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,000	—	—	6,000
合計	6,000	—	—	6,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年1月30日 定時株主総会	普通株式	5,292	30	2017年10月31日	2018年1月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年1月30日 定時株主総会	普通株式	4,410	利益剰余金	25	2018年10月31日	2019年1月31日

当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	182,400	—	—	182,400
合計	182,400	—	—	182,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,000	—	—	6,000
合計	6,000	—	—	6,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年1月30日 定時株主総会	普通株式	4,410	25	2018年10月31日	2019年1月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年1月30日 定時株主総会	普通株式	4,410	利益剰余金	25	2019年10月31日	2020年1月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の当期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)
現金及び預金勘定	107,948千円	289,698千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△31,043	△31,045
現金及び現金同等物	76,905	258,652

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針です。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

支払手形及び買掛金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、90.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）をご参照ください。）。

前事業年度（2018年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	107,948	107,948	—
(2) 受取手形	1,032	1,032	—
(3) 売掛金	147,711	147,711	—
(4) 電子記録債権	725	725	—
資産計	257,417	257,417	—
(1) 支払手形	5,995	5,995	—
(2) 買掛金	99,038	99,038	—
(3) 未払金	6,816	6,816	—
(4) 未払法人税等	10,521	10,521	—
(5) 未払消費税等	6,553	6,553	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	59,017	58,837	△179
負債計	187,942	187,763	△179

当事業年度（2019年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	289,698	289,698	—
(2) 受取手形	502	502	—
(3) 売掛金	294,959	294,959	—
(4) 電子記録債権	206	206	—
資産計	585,366	585,366	—
(1) 支払手形	2,603	2,603	—
(2) 買掛金	239,873	239,873	—
(3) 未払金	7,785	7,785	—
(4) 未払法人税等	47,550	47,550	—
(5) 未払消費税等	22,965	22,965	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	96,650	96,649	△0
負債計	417,428	417,428	△0

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 (6)長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年10月31日)	当事業年度 (2019年10月31日)
出資金	10,501	10,501
敷金	12,186	12,046

上記については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	107,948	—	—	—
受取手形	1,032	—	—	—
売掛金	147,711	—	—	—
電子記録債権	725	—	—	—
合計	257,417	—	—	—

当事業年度（2019年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	289,698	—	—	—
受取手形	502	—	—	—
売掛金	294,959	—	—	—
電子記録債権	206	—	—	—
合計	585,366	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2018年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	29,484	17,533	6,000	6,000	—	—
合計	29,484	17,533	6,000	6,000	—	—

当事業年度（2019年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	28,950	23,550	22,200	16,200	5,750	—
合計	28,950	23,550	22,200	16,200	5,750	—

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年10月31日)	当事業年度 (2019年10月31日)
繰延税金資産		
未払費用	1,214千円	1,407千円
未払事業税	971	4,388
賞与引当金	4,654	5,813
投資有価証券評価損	250	250
その他	415	233
繰延税金資産小計	7,506	12,093
評価性引当額	△250	△250
繰延税金資産合計	7,255	11,843
繰延税金資産の純額	7,255	11,843

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、プロダクツ事業、エンジニアリング事業、及びシステム事業を主体とするエレクトロニクス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年11月1日 至 2018年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プロダクツ事業	エンジニアリング事業	システム事業	合計
外部顧客への売上高	414,152	380,050	481,270	1,275,474

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
レーザーテック(株)	882,228	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プロダクツ事業	エンジニアリング事業	システム事業	合計
外部顧客への売上高	1,198,206	299,755	742,945	2,240,907

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
レーザーテック(株)	1,905,031	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年11月1日 至 2018年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年11月1日 至 2018年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年11月1日 至 2018年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(イ) 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)
1株当たり純資産額	1,233円67銭	1,784円94銭
1株当たり当期純利益	219円20銭	576円26銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注2) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前事業年度 (2018年10月31日)	当事業年度 (2019年10月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	217,620	314,863
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	217,620	314,863
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	176,400	176,400

(注3) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)	当事業年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)
当期純利益 (千円)	38,667	101,653
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	38,667	101,653
普通株式の期中平均株式数 (株)	176,400	176,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	1,354	—	—	1,354	918	56	436
工具、器具及び備品	2,577	—	—	2,577	2,576	—	0
有形固定資産計	3,931	—	—	3,931	3,495	56	436
無形固定資産							
ソフトウェア	914	1,469	—	2,383	552	476	1,830
その他	318	—	—	318	—	—	318
無形固定資産計	1,232	1,469	—	2,702	552	476	2,149

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	29,484	28,950	1.0	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	29,533	67,700	0.9	2020年～2024年
合計	59,017	96,650	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,550	22,200	16,200	5,750

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	13,371	16,802	13,371	—	16,802
貸倒引当金	3,469	—	—	3,469	—

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額です。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	159
預金	
当座預金	1,164
普通預金	257,328
定期預金	31,045
小計	289,538
合計	289,698

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
永昇電子(株)	396
その他	105
合計	502

期日別内訳

期日	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	合計
金額(千円)	396	—	—	105	502

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
レーザーテック(株)	266,681
ソニーLSIデザイン(株)	8,766
ソニー IP&S(株)	6,820
浜松ホトニクス(株)	3,551
その他	9,139
合計	294,959

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
147,711	2,422,994	2,275,746	294,959	88.5	33.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④ 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
協栄システム(株)	206
合計	206

期日別内訳

期日	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	合計
金額(千円)	206	—	—	—	206

⑤ 商品および製品

品目	金額(千円)
半導体検査装置用部品	15,779
合計	15,779

⑥ 仕掛品

品目	金額(千円)
半導体検査装置用部品	64,392
合計	64,392

⑦ 原材料

品目	金額(千円)
半導体検査装置用部品	64,325
合計	64,325

2 流動負債

① 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
永昇電子(株)	2,603
合計	2,603

期日別内訳

期日	2019年11月	2020年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	合計
金額(千円)	591	514	698	261	537	2,603

② 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
コアマイクロシステムズ(株)	88,836
(有)トライメック	17,771
大江電機(株)	16,420
平田機工(株)	14,705
(株)志賀機械製作所	12,409
その他	89,730
合計	239,873

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 本店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 本店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.tripleone.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月31日

株式会社トリプルワン

取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 業務執行社員 公認会計士 新開 智之 ㊞

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリプルワンの2018年11月1日から2019年10月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリプルワンの2019年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。